

## 美浜町税の減免・森林環境税の免除に関する規則等（抜粋）

減免・免除に該当する方		減免・免除にする額		申請期限
町民税・県民税（規則の条文）	森林環境税（法律の条文）	町民税・県民税	森林環境税	
（規則第2条1項1号） 生活保護法の規定による保護（注1） を受けることになった方	（法第11条第2号） 生活保護法の規定による保護（注1） を受けることとなった者	保護を受けている間に到来する納期に係る納付額の全部	申請書の提出があった日（町長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日）以後に納期限が到来する森林環境税の税額に相当する額の全部	【町民税・県民税】 左欄の者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限と減免事由発生の日から30日を経過した日とのいずれか遅い日  【森林環境税】 免除を受けようとする森林環境税の納期限
（規則第2条1項2号） 1月1日後に死亡した方のうち前年中における総所得金額及び山林所得金額の合計額が210万円以下の方	（法第11条第3号） 失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他政令で定める特別な事情があることとなった者	死亡後に到来する納期に係る納付額（分離課税に係る所得割の額以外の額とする）の全部		
（規則第2条1項3号） 長期療養を要する方（注2）で前年中の総所得金額及び山林所得金額の合計額が210万円以下の方		当該療養期間に到来する納期に係る納付額の全部		
（規則第2条1項4号） 雇用保険法の規定により、基本手当の受給資格を有する方で前年中の総所得金額及び山林所得金額の合計額が210万円以下の方		当該基本手当の支給の対象となる日の属する月に到来する納期に係る納付額（分離課税に係る所得割の額以外の額とする）の全部		
（規則第2条1項5号） 1月1日現在において、地方税法第314条の2第1項第9号の勤労学生である方	/	納付額の全部	/	【町民税・県民税】 左欄の者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限
（規則第3条1項） 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により被害を受けた方	（法第11条第1号） 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により被害を受けた方	下記の通り	下記の通り	【町民税・県民税】 災害発生の日以後最初に到来する納期限と災害発生の日から30日を経過した日とのいずれか遅い日  【森林環境税】 免除を受けようとする森林環境税の納期限
死亡した方	全 部	申請書の提出があった日（町長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日）以後に納期限が到来する森林環境税の税額に相当する額の全部		
障害者となった方	10分の9			
自己（控除対象配偶者または扶養親族を含む）の所有にかかる住宅または家財の価格の3割以上、5割未満の場合で前年中の合計所得金額が500万円以下の方	2分の1			
" 500万円を超え750万円以下の方	4分の1			
" 750万円を超え1,000万円以下の方	8分の1			
自己（控除対象配偶者または扶養親族を含む）の所有にかかる住宅または家財の価格の5割以上の場合で前年中の合計所得金額が500万円以下の方	全 部	申請書の提出があった日（町長が必要があると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日）以後に納期限が到来する森林環境税の税額に相当する額の全部		
" 500万円を超え750万円以下の方	2分の1			
" 750万円を超え1,000万円以下の方	4分の1			

- （注） 1. 生活保護法の規定による保護とは、生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助（第8号に掲げる葬祭扶助を除く。）のことをいいます。
2. 長期療養を要する方とは、現在継続して6月以上療養中の方、または今後継続して6月以上療養を要すると思われる方です。
3. 同一人が2以上に該当する場合は、減免する額の最も大きいもののみ該当するものとします。